

受刑者の自己決定と援助要請に関する一考察

A study on self-determination and help-seeking of prisoners

神垣 一規*

Kazuki KAMIGAKI

Abstract

Although social reintegration support is emphasized in the prevention of recidivism among prisoners, there are not a small number of prisoners who do not wish to receive such support. In this paper, we examined the self-determination of prisoners and their help-seeking by referring to previous studies. As a result, we found that there are six stages for prisoners to request assistance, and that it is necessary to intervene after assessing which stage they are at when they do not wish to receive assistance. In future research, it will be necessary to develop actual assessment and intervention methods.

キーワード：受刑者、自己決定、援助要請、社会復帰支援

I はじめに

近年の受刑者処遇において、社会復帰支援の役割は非常に大きくなっている。その背景には、犯罪対策閣僚会議（2012）¹⁾で提唱された「再犯防止に向けた総合対策」において、刑務所出所者等の社会における「居場所」と「出番」を作ることが強調されたことなどがあり、特に就労支援と福祉的支援が強力に推し進められてきた。これらの支援を受けるために共通する要件として、受刑者自らが支援を希望することが挙げられる。しかし、受刑者の中には適切に支援を希望できない人が少なからず存在する（神垣・船山、2014）²⁾。石井・藤野（2014）³⁾や水澤・出貝（2011）⁴⁾が文献研究で示しているように、こうした被援助者の意思表明の難しさについては、これまで看護や社会福祉の分野を中心に検討されており、病院や福祉施設等で生活する高齢者や障害者の自己決定の問題として扱われてきた。遠藤（2016）⁵⁾によると、自己決定は「自分に関することを自分の意思と判断によって選択、決定すること」であり、「すべての人に認められている『欲求』と『権利』」であるという。制限と義務が表面化しやすい矯正施設の中では、障害等を有していない受刑者であっても、自己決定が難しくなる可能性があり、受刑者の「欲求」を理解し「権利」を守るためには、受刑者が自ら支援を希望するということが非常に重要となる。

ここで留意すべきことは、支援を希望できない場合と支援を希望しない場合とでは意味が異なるということである。児島（2001）⁶⁾は自己決定を阻む要因について意思形成の観点から捉えてお

*関西国際大学心理学部

り、意思形成が阻害されている状態とは、「お任せします」という態度とは異なり、「お任せしてよいのかどうかもわからない」といった志向性の失われた状態であると指摘している。つまり、支援を拒否する、支援を希望しないという状態は、ある一定の志向性があり、自己決定には至っていると考えることができる。この種の自己決定は罪を犯した人の特徴の一つとして挙げられやすい。例えば、船山（2017）⁸⁾は、「裏切られて嫌な思いをするくらいなら、最初から他者を頼らず、支援の誘いにのらないという行動様式を形作っている」受刑者が存在することを指摘している。また、高野（2019）⁹⁾は、薬物使用者はSOSを出すことが苦手であり、自分自身の困りごとやネガティブな感情を表明せず、自分で何とかしようと薬物を使っている場合もあると指摘している。そして、こうした自己決定を行った結果、かえって再犯のリスクを高めてしまう可能性があることから、受刑者の場合は、単に自己決定を促すだけではなく、支援や援助を求める方向に態度を形成することが重要となる。自分だけでは解決が難しい問題について他者の援助を求めるなどを援助要請という（竹ヶ原、2014）¹⁰⁾。これまで援助要請に関する研究は多くなされているものの、援助要請が実際にどのような変数と関連するのかについては、研究間で結果が一致しないこともある（永井、2017）¹¹⁾。まして、そもそもほとんど研究の対象となっていない受刑者の援助要請については、何が阻害要因となっているのか十分に検討されているとは言い難い。

以上のように、受刑者の支援希望を考えるためには、支援を希望できない、希望してよいのかどうかわからないといった受刑者の自己決定について考えるとともに、支援を希望しない、拒否する受刑者の援助要請について考える必要がある。そこで本稿では、受刑者が支援を希望しない、できない要因について、自己決定及び援助要請の2つの観点から文献をもとに検討し、受刑者が適切に支援を希望できるように促す方法について考察することを目的とする。

II 自己決定を阻害する要因

1. 矯正施設の特徴に関するもの

犯罪者や非行少年を収容する刑務所や少年院などを矯正施設と呼ぶ。これらの施設には様々な規則が存在し、職員は被収容者に対して、それらの規則を守るように徹底して指導する。それは、職員と被収容者双方の安全を確保するとともに、被収容者を確実に収容し適切な処遇を与えるといった矯正施設の機能を果たすためには必要なことである。そのための方法として、我が国の刑務所では担当制が採用されている。本庄（2009）¹¹⁾によると、担当制とは「日常的に親しく収容者と接している第一線の保安職員が処遇の中心を担っていること」であり、担当制が機能する前提には、日本の行刑が懲罰による威嚇を背景として、細かな生活規則を定めるとともに、職員の指示に従うことを受刑者に求めていることがあると指摘している。また、葛野（2007）¹²⁾は、担当制を基軸とする日本型行刑が維持される限り、行刑のあらゆる局面において、行刑の基本構造と受刑者の権利確保との間の矛盾が継続すると指摘している。この問題は海外でも同様に議論されており、拘禁による苦痛の代表的なものとして自律性のはく奪が挙げられ、その結果、受刑者は自分で物事を決められない子供のような状態になると指摘されている（Sykes, 2007）¹³⁾。これは、統制不可能な苦痛を伴う環境に置かれ続けることで、苦痛に対して受動的になり苦痛を回避する行動をとりにくくなるといった学習性無力感（Seligman, 1972）¹⁴⁾にも通じるものがある。

Wehmeyer, Kelchner & Richards（1996）¹⁵⁾によると、自己決定は自律性、自己制御、心理的エンパワーメント、自己実現の4つの特徴を持つ行動によって構成されており、自分の興味関心

に従って行動し、状況や自分の能力に見合った方法で振る舞うことができ、自分次第で物事を成し遂げることができると認知し、自分の能力や限界を理解できている状態であることが自己決定を成立させるという。学習性無力感が生じる背景には、統制不可能な状況の原因を内的で安定した普遍的な要因へと帰属する傾向があると指摘されており (Abramson, Seligman, & Teasdale, 1978)¹⁶⁾、統制可能性を内的で安定した要因へと帰属するような自己決定とは相いれない。以上のことから、制限の多い矯正施設の生活の中で、自律性が失われ無力感を強めているような受刑者は、自己決定においても適切に行うことが難しいと言える。

ただし、矯正施設の風土は近年改善傾向にあり、受刑者へのアンケート調査を行った新海（2012）¹⁷⁾によると、調査対象となった受刑者 764 名中 45.9%が刑務所の役割として「犯罪者を改善更生に導くところ」と回答しており、「犯罪者を社会から隔離する（閉じ込めておく）ところ」は 16.9%，「犯罪者を懲らしめるところ」は 8%であったという。その背景には、改善指導などを行う民間の協力者が刑務所処遇に関与する機会が多くなったことや、福祉や就労支援の専門職が刑務所等に常勤配置されるようになったことなどによって、刑務所職員全体の受刑者に対する意識が変容してきたことがうかがえる。

2. 知的、認知的機能に関するもの

與那嶺・岡田・白澤（2009）¹⁸⁾は、知的障害の程度が重くなると、自己決定の程度が低くなることを見出しており、知的障害は自己決定を困難にする要因の一つと考えられる。法務省（2020）¹⁹⁾によると、2020 年の 1 年間で新しく刑務所等に入所した全受刑者のうち、1.8%が知的障害の診断を有しており、同じ受刑者を対象とした知能検査の結果を見ると、IQ70 未満の受刑者が 20.1%であった。ここで示す IQ 値は財団法人矯正協会が独自に開発した集団式の能力検査（Correctional Association Psychological Assessment Series : CAPAS）で測定された参考値ではあるが、IQ70 未満の者の中には診断はされていないものの知的障害の疑いがある者が多く含まれていると考えられ、彼らの中には自己決定に困難を抱える者も少なからず存在する。今枝・菅野（2017）²⁰⁾は、自己決定を「自ら複数の選択肢から一つないし複数の選択肢を選択すること」と定義し、自己決定の実行（選択）に特化したプロセスとして「問題発見」「問題理解」「計画の立案」「妥協点の検討」「選択」「振り返り」を設定している。そして、知的障害者の適切な自己決定のためには、問題に含まれる情報を収集し、問題の条件を整理する過程を含んだ、選択肢そのものを理解する過程である「問題理解」に対する支援がまず必要であるとしている。受刑者の場合であれば、出所後にどういった課題に直面するのか想像し、その課題の解決に向けてどのような行動をとることが可能なのか考えることが「問題理解」に当たる。

また、鈴木（2004）²¹⁾は、自己決定のプロセスを「認識」、「判断」、「表現」、「実行」、「責任」の 5 領域に分け、自己認識に基づいて物事を判断し、判断したこと必要ならば他者に伝え、そうでなければ自ら実行し、その実行結果の責任を負うという過程を経ると指摘している。本稿では自己決定を、何らかの志向性を有している状態と捉えていることから、自分の志向性を「表現」し、それに基づいて「実行」が可能な段階では、自己決定が達成されていると考えられる。そのため、その前段階としての「認識」と「判断」に問題がある場合に自己決定に至ることができないと考えられる。例えば、小山（2013）²²⁾は、長期入院の統合失調症患者の自己決定を阻害する要因として、病識のなさや将来の見通しのなさなどを見出している。これは、自分自身の状態を客観的に認識できず、先を見通して判断することができないことから、自己決定における「認識」

や「判断」に問題が生じ、自己決定に至ることができない状態であると考えられる。認知機能障害は統合失調症の中核的な障害と考えられるようになっていることから（兼子, 2012）²³⁾、統合失調症に罹患した受刑者への支援も知的障害を有する受刑者への支援と同様に必要であると考える。

このように、何が問題なのか、どんな支援が受けられるのかを理解するということが、知的な制約や認知機能の障害を有する受刑者の自己決定には重要であると考えられる。ただし、こうした制約や障害を抱える受刑者は、あらゆる場面で自己決定に支障をきたしているわけではない。與那嶺ら（2009）²⁴⁾は、施設で生活している知的障害者の自己決定の構造について検討した結果、友人や知人の選択や彼らとの過ごし方については、知的障害のある本人がかなりの自由度をもって決定していることを明らかにしている。また、古屋・三谷（2004）²⁵⁾は、自己決定とは客観的に正しい解答を求めるではなく、ある個人の選好とその優先順位に照らして合理的と判断される決定を行うことであり、この点については認知機能障害の有無とは関係がないと指摘している。つまり、好きか嫌いかといった主観的な判断基準に基づいた自己決定は知的な制約や認知機能の障害による影響を受けにくいと言える。

III 援助要請を阻害する要因

1. 施設職員との相互作用によるもの

矯正施設の中において、受刑者はその生活ぶりを評価される。規律に従い、更生に向けて意欲的に取り組んでいれば、良い評価が得られて制限が緩和されたり優遇措置が受けられたりする。さらに、こうした評価は仮釈放の審査にも影響するため、受刑生活ができるだけ心地よく過ごし、できるだけ早く社会に出るために、職員から高く評価されたいと考えている受刑者は多いと考える。一方で、職員の提案に反発し、意向に従わないことによって、「相手が自分を一人の人間として見ているのか、それとも受刑者・犯罪者というラベルで見ているのかを、見抜こうとしている（藤岡, 2014）²⁶⁾」場合や、「一分でも多く相手を目の前にとどめようと、必死でしがみついている（門本, 2019）²⁷⁾」場合など、受刑者が職員に示す否定的態度の背景にも多様な欲求や感情が存在する。

援助要請を実行するか判断する際には、要請したときに、あるいは、要請しなかったときに伴うと予想されるポジティブな結果（利益）とネガティブな結果（コスト）が関係する（高木, 1997）²⁸⁾。受刑者の場合は、援助要請の相手である施設職員との間に、単に援助者—被援助者という関係だけではなく、評価者—被評価者、指導者—被指導者などといった様々な関係性を多重に構築している。そのため、利益とコストも複雑なものとなり、それが受刑者の援助要請に大きな影響を及ぼしていると考えられる。例えば、永井・鈴木（2018）²⁹⁾が大学生を対象として作成した友人への援助要請に関する「利益・コストの予期尺度」においては、援助要請を行う利益として相談相手との「関係の深化」、相談することで得られる「ポジティブな結果」の2つが挙げられ、コストとして「秘密漏洩」「相手への迷惑」「否定的応答」の3つが挙げられている。また、援助要請を行わない利益として自分で解決することによって得られる「自助努力による充実感」が挙げられ、リスクとして「問題の維持」が挙げられている。これらは受刑者にとっての利益とコストにも通じると考えられる。さらに、これらに加えて、評価者—被評価者という観点で捉えると、五十嵐・大野・小澤（2013）³⁰⁾が指摘するような中学生が担任や養護教諭に相談する際に生じる利益とコストと同じように、相談しやすい先生がいれば学校適応につながるという期待や、相談すると先

生からの評価が悪くなるといった予測なども関係すると言える。そして、こうした利益やコストの認知が援助要請意図に影響しており（永井・鈴木, 2018）³¹⁾、実際に援助要請を行うかどうかの判断がなされるとされている。

2. 援助要請と変化への動機づけ

受刑者の立ち直りにおいて重要な要素の一つとして、周囲の支援と本人の意欲の相互作用が指摘されており（LeBel, Burnett, Maruna, & Bushway, 2008³²⁾, Davis, Bahr, & Ward, 2013³³⁾など）、社会的な支援や家族の支援が強力であっても、受刑者自身に変化への動機づけがなければ、支援を効果的に利用することができないとされている。里見・中島・奥下（2014）³⁴⁾は、受刑者の変化への動機づけには、更生に向けて行動を起こす段階と、自ら達成した変化を維持しようと努力する段階の二つがあることを見出している。受刑者の援助要請行動を、更生に向けた社会復帰支援の活用意欲と捉えると、その行動の原動力となるのが変化への動機づけであるといえる。

また、変化への動機づけが低く、改善プログラムを拒否したり意欲的に参加しなかったりする受刑者にはサイコパシー傾向が認められると指摘する研究が散見される（例えばOlver, Stockdale, & Wormith, 2011³⁵⁾やAlemohammad, Wood, Tapp, Moore, & Skelly, 2017³⁶⁾など）。サイコパシーとは、利己的、冷淡で共感性や誠実性が欠如しているといった内面的な特性と、衝動性の高さや先の見通しの甘さなどによる不安定で慢性的な反社会的ライフスタイルといった行動上の特性で構成されており（Harpur, Hare, & Hakstian, 1989）³⁷⁾、こうした傾向は社会復帰支援の利用意欲を低下させるだけでなく、更生に向けた処遇全般への適応の悪さにつながると考えられる。

3. 援助要請に対する否定的認知

Howerton, Byng, Campbell, Hess, Owens, & Aitken, (2007)³⁸⁾は、精神的な問題を抱えていても病院等を受診せず、援助を求めようとしない男子受刑者の特徴について、面接調査によって明らかにした。その結果、受刑者が援助を求めない理由として、①精神疾患の診断を受けることで精神病患者としてレッテルを貼られることを恐れているため、②社会のシステムや権威者に対する不信感が強いためといったことが挙げられた。これは社会復帰支援の場合も同様と考えられ、①支援を希望することで社会的弱者としてレッテルを貼られることを恐れているためや、②社会復帰にかかるシステムや支援者に対する不信感が強いために支援を希望しない場合もあると言える。

こうした認知は、これまでの経験を基に形成されている可能性がある。つまり、これまで社会的弱者として扱われて嫌な気持ちになった、社会や他者を頼ったにもかかわらず裏切られたという経験が、そうした認知を強めることにつながり、援助を求めないという現在の態度を強めていると考えられる。実際に、神垣・船山（2014）³⁹⁾は、支援を希望する受刑者の中には、社会で生活保護等の支援を受けた経験がある人が多いという結果を示している。また、羽間（2020）⁴⁰⁾は、被虐待経験を有する受刑者の多くが実際には支援を求めていたものの、支援を求める行動をとらなかつたことを示しており、その背景には不信感があることを考察している。このように、過去に援助を求めて良い経験が得られていないければ、支援を希望することで得られる利益を想像することは難しいと言える。

さらに、支援を希望した経験があったとしても、それが必ずしも良い経験になるわけではない。桐原（2014）⁴¹⁾は、更生保護施設在所中の刑務所出所者に対するアンケート調査の結果から、刑務所入所前よりも現在の方が、住居についての不満感が有意に高いという結果を得ている。これ

は、更生保護施設への入所という支援を希望したとしても、その結果として不満を感じことがあることを示している。このような不満の背景には、神垣（2020）⁴²⁾が指摘する「自由の理想化」が存在すると考えられる。つまり、自由とは一定の責任を果たしたうえで得られるものであるが、自由の少ない受刑生活を送る中で、責任部分を除外した際限なく権利が認められるような自由を求め、自分の思うままに振る舞えることこそが自由であると自由を理想化するようになる。その結果、支援を受けることによって生じる不自由さや求められる責任に不満を感じ、援助を要請することに対して否定的な印象を持つようになると言える。こうした傾向を持つ受刑者は援助要請に至った後に、こんなはずではなかったと感じて、支援を継続的に受けることを辞退する場合もあると考える。

IV 受刑者が援助を要請できるように促す方法

ここまで、受刑者の自己決定及び援助要請について、様々な観点から検討してきた。それらを踏まえると、矯正施設という環境自体が、自己決定や援助要請を阻害する要因の一つになっていることから、受刑者は援助要請をしにくくなつて当然であると理解する必要がある。そして、その要因の一つが援助者の役割の多重性にあることを援助者自身が自覚することも重要であると言える。Trotter（2015）⁴³⁾によれば、非自発的な相手を支援する際には、援助者が自身の役割を明確にし、指導的立場と援助的立場といった役割の二重性を理解することが求められるという。援助者側が矯正施設という特殊な環境を理解し、援助者と受刑者との関係性の複雑さを自覚することによって、受刑者に援助者として接する準備が整い、それが結果として受刑者の援助要請を促すことにつながると考える。

受刑者の援助要請を促す際に役立つ概念として、援助要請のプロセスがある。木村・梅垣・水野（2014）⁴⁴⁾は大学生が学生相談に援助要請するプロセスを概念化しており、6つのフィルターと7つの段階を設定している。これまで検討してきた受刑者の自己決定及び援助要請の特徴を踏まえて、木村らと同様の観点から受刑者の援助要請プロセスを考えると、第1段階は問題の認識がない段階、第2段階は対処の必要性を感じない段階、第3段階として自分の力や個人的なつながりを利用して対処しようとする段階、第4段階として援助要請を検討する段階、第5段階として援助要請行動をとる段階、そして第6段階として援助要請態度を維持する段階が考えられる。このうち、第1段階と第2段階については、自己決定の問題もはらんでいると指摘できる。さらに、木村（2017）⁴⁵⁾は、プロセスの観点から援助要請行動を理解することで、悩みを抱えていたながら相談に来ない学生が、援助要請行動のプロセスのどのステージにとどまっているのかをアセスメントすることが可能となり、それぞれのステージに合わせたアプローチの提案が可能になると指摘している。受刑者の場合であっても、これらの各段階に特有の援助要請阻害要因が存在すると考えられ（表1）、それをアセスメントすることによって、アプローチの在り方を検討することが可能になる。

例えば、第1段階にある受刑者への対応としては、全受刑者に実施するような一般的な就労支援や福祉的支援の説明だけでなく、その受刑者の知的能力に合わせた説明を丁寧に行ったり、個別に面接を行うことで本人に社会復帰時の困難さを自覚させたりといったことが重要となる。また、本人の準備ができていない状態でいくら働きかけても支援の希望には至らない場合があることから、どのタイミングで支援を受けるように働きかけるか検討する際にも、これらの段階を意

識する必要がある。現在の受刑者に対するアセスメントは、再犯リスクに焦点が当てられることが多いものの、今後は援助要請に焦点を合わせたアセスメントも実施することによって、支援を希望しない受刑者の援助要請行動を促すことが可能となり、それが社会復帰支援の効果的な活用による再犯防止へつながると考える。

表1 受刑者の援助要請の段階と対処法

	各段階の特徴	阻害要因	対処法
第1段階	問題の認識がない段階	知的な制約、支援制度の理解不足	問題の自覚の促進、支援制度のわかりやすい説明
第2段階	対処の必要性を感じない段階	無力感、自律性の乏しさ、自分に対する興味のなさ	内的統制感の向上、自尊感情の向上
第3段階	自力で対処しようとする段階	社会に対する不信感、裏切られ体験へのこだわり	過去の否定的な経験の捉え直し、他者交流の心地よさへの気づき
第4段階	援助要請を検討する段階	見通しの甘さ、利益とコストの不適切な評価	短期的・長期的な利益とコストの再評価
第5段階	援助要請行動をとる段階	変化への動機づけの低下、サイコパシー傾向	動機づけ面接法、適度な説得と援助要請可能な機会の設定
第6段階	援助要請態度を維持する段階	自由の理想化、過剰な期待	責任の伴う自由についての理解促進

V 課題と展望

受刑者の再犯防止には各種社会復帰支援が重要であり、これらを有効に活用するためにも受刑者自身が適切に支援を希望するということが欠かせない。しかし、受刑者の自己決定や援助要請についての先行研究は非常に少なく、援助を求める受刑者の存在が問題視されているにもかかわらず、その要因などについては明らかになっていない点が多い。本研究は、受刑者の自己決定と援助要請を阻害する要因について文献をもとに検討し、受刑者の援助要請の特徴を段階的に示すことによって、援助要請という観点から受刑者をアセスメントする必要性について示唆した。

ただし、本稿で引用した論文の多くが、受刑者以外を対象とした研究であり、そこで示されていることが受刑者にも当てはまるのか検討する必要がある。また、支援を希望しない受刑者が自分に必要な支援を希望できるように促すことは急務であることから、実際のアセスメント方法や介入方法の開発にも取り組む必要がある。本研究はこうした発展的な研究の基礎となることが期待される。

<付記>

本研究はJSPS科研費(22K03137)の助成を受けて行われた。

【引用文献】

- 1) 犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」2012
- 2) 神垣一規、船山健二「福祉支援を希望しない高齢受刑者の特徴」『司法福祉学研究』14, 95-113, 2014
- 3) 石井薰、藤野文代「長期入院中の統合失調症患者の自己決定と退院支援との関係に関する文献検討」『ヒューマンケア研会誌』6(1), 81-88, 2014
- 4) 水澤久恵、出貝裕子「認知症高齢者の自己決定に関する文献の動向」『新潟医学会雑誌』125(8), 443-450, 2011
- 5) 遠藤美貴「「自己決定」と「支援を受けた意思決定」」『立教女学院短期大学紀要』48, 81-94, 2016
- 6) 児島亜紀子「社会福祉における「自己決定」－その問題性をめぐる若干の考察」『社会問題研究』51(1-2), 331-342, 2001
- 7) 船山健二「支援不信の受刑者たち」安田恵美・掛川直之編『UPR先端的都市研究シリーズ10 刑務所出所者の更に生きるチカラそれを支える地域のチカラ』大阪市立大学都市研究プラザ, 6-10, 2017
- 8) 高野歩「薬物問題を抱えた刑務所出所者の援助希求：「おせっかい」地域支援の可能性」松本俊彦編『「助けて」が言えない：SOSを出さない人に支援者は何ができるか』日本評論社, 171-181, 2019
- 9) 竹ヶ原靖子「援助要請行動の研究動向と今後の展望：援助要請者と援助者の相互作用の観点から」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』62(2), 167-184, 2014
- 10) 永井智「これまでの援助要請・被援助志向性研究」水野治久監修『援助要請と被援助志向性の心理学』金子書房, 14-22, 2017
- 11) 本庄武「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」『龍谷大学矯正・保護研究センターリポート』6, 31-46, 2009
- 12) 葛野尋之「受刑者の法的地位とその権利保障」『刑法雑誌』46(3), 408-420, 2007
- 13) Sykes, G. *The Society of Captives: A Study of a Maximum Security Prison*, Princeton University Press, 75-78, 2007
- 14) Seligman, M. E. "Learned helplessness" *Annual review of medicine*, 23(1), 407-412, 1972
- 15) Wehmeyer, M. L., Kelchner, K., & Richards, S. "Essential characteristics of self-determined behavior of individuals with mental retardation", *American Journal of Mental Retardation*, 100(6), 632-642, 1996
- 16) Abramson, L. Y., Seligman, M. E., & Teasdale, J. D. "Learned helplessness in humans: critique and reformulation", *Journal of abnormal psychology*, 87(1), 49, 1978
- 17) 新海浩之「刑務所収容の心象（課題研究 刑罰としての拘禁の意味を問い合わせる）長期刑刑務所の例から」『犯罪社会学研究』37, 40-58, 2012
- 18) 奥那嶺司、岡田進一、白澤政和「生活施設における知的障害のある人の自己決定の構造：担当支援職員による質問紙に対する回答を基に」『社会福祉学』49(4), 27-39, 2009
- 19) 法務省『矯正統計年報』2020
- 20) 今枝史雄、菅野敦「成人期知的障害者の自己決定と問題解決能力との関連からみる学習支援—先行研究を通じた検討—」『東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要』13, 111-119, 2017

- 21) 鈴木良「知的障害者の自己決定支援の思想と方法に関する一考察」『社会福祉学』45(2), 14-23, 2004
- 22) 小山明美「長期入院を経て退院に至った統合失調症患者の自己決定のプロセス」『日本看護倫理学会誌』5(1), 40-45, 2013
- 23) 兼子幸一「統合失調症の認知機能障害に対する認知矯正療法の治療効果に関する予備的検討—NIRS を用いて」『日本生物学的精神医学会誌』23 (3), 177-184, 2012
- 24) 前掲文献 18) と同じ
- 25) 古屋健, 三谷嘉明「知的障害を持つ人の自己決定」『名古屋女子大学紀要 人文・社会編』50, 41-53, 2004
- 26) 藤岡淳子『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用：治療教育の実践』誠信書房, 125, 2014
- 27) 門本泉『加害者臨床を学ぶ：司法・犯罪心理学現場の実践ノート』金剛出版, 79, 2019
- 28) 高木修「援助行動の生起過程に関するモデルの提案」『関西大学社会学部紀要』29(1), 1-21, 1997
- 29) 永井智, 鈴木真吾「大学生の援助要請意図に対する利益とコストの予期の影響」『教育心理学研究』66, 150-161, 2018
- 30) 五十嵐哲也, 大野恵利香, 小澤夏美「中学生の担任と養護教諭に対する相談行動における利益・コスト」『愛知教育大学教育臨床総合センター紀要』4, 9-16, 2013
- 31) 前掲文献 29) と同じ
- 32) LeBel, T. P., Burnett, R., Maruna, S., & Bushway, S. "The chicken and egg of subjective and social factors in desistance from crime" *European Journal of Criminology*, 5(2), 131-159, 2008
- 33) Davis, C., Bahr, S. J., & Ward, C. "The process of offender reintegration: Perceptions of what helps prisoners reenter society" *Criminology & Criminal Justice*, 13(4), 446-469, 2013
- 34) 里見聰, 中島賢, 奥下いづみ「受刑者の変化への動機づけに関する研究」『犯罪心理学研究』51 (2), 11-21, 2014
- 35) Olver, M. E., Stockdale, K. C., & Wormith, J. S. "A meta-analysis of predictors of offender treatment attrition and its relationship to recidivism" *Journal of consulting and clinical psychology*, 79(1), 6, 2011
- 36) Alemohammad, M., Wood, J. L., Tapp, J., Moore, E., & Skelly, A. "Support for the predictive validity of the multifactor offender readiness model (MORM): forensic patients' readiness and engagement with therapeutic groups" *Criminal Behaviour and Mental Health*, 27(5), 421-442, 2017
- 37) Harpur, T. J., Hare, R. D., & Hakstian, A. R. "Two-factor conceptualization of psychopathy: Construct validity and assessment implications" *Psychological Assessment: A Journal of consulting and clinical Psychology*, 1(1), 6-17, 1989
- 38) Howerton, A., Byng, R., Campbell, J., Hess, D., Owens, C., & Aitken, P. "Understanding help seeking behavior among male offenders: qualitative interview study" *British Medical Journal*, 334(7588), 303-306, 2007

- 39) 前掲文献 2) と同じ
- 40) 羽間京子「若年受刑者の被虐待経験等の被害体験について」『刑政』131(5), 12-25, 2020
- 41) 桐原宏行「出所受刑者の生活問題と社会復帰支援の課題」『更生保護学研究』5, 16-28, 2014
- 42) 神垣一規「受刑者が支援を希望するとき」安田恵美編『UPR 先端的都市研究シリーズ 18 刑務所出所者の意思決定・意思表示の難しさと当事者の声にもとづく支援』大阪市立大学都市研究プラザ, 11-21, 2020
- 43) Trotter.C. *Working with involuntary clients: A guide to practice 3rd edition* Routledge, 80-82, 2015
- 44) 木村真人, 梅垣佑介, 水野治久「学生相談機関に対する大学生の援助要請行動のプロセスとその関連要因: 抑うつと自殺念慮の問題に焦点をあてて」『教育心理学研究』62, 173-186, 2015
- 45) 木村真人「悩みを抱えていながら相談に来ない学生の理解と支援: 援助要請研究の視座から」『教育心理学年報』56, 186-201, 2017